

日の出町小規模企業者特別支援金

■ 概 要

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受け、売上が一定以上減少した町内の小規模企業者に対し、事業の継続を支援するため、特別支援金を支給します。

■ 支給対象者

以下のすべてに該当する事業者（個人事業主含む）

①令和2年4月27日時点で町内に事業所を1か所以上有する小規模企業者

※小規模企業者とは、中小企業基本法第2条第5項に規定する事業者

業 種	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業、その他の業種（②～④除く）	20人以下
②卸売業	5人以下
③サービス業	5人以下
④小売業	5人以下

中小企業庁HPより

②令和2年3月から5月までの間で、いずれかの月の1か月の売上高が前年同月の売上高と比較して20%以上減少した者

◆創業後1年未満の場合は、令和2年3月から5月までの間のいずれかの1か月の売上高が創業した月から令和2年2月までのいずれかの1か月の売上高と比較して20%以上減少した者

③申請日において町税及び国民健康保険税を滞納していない者

※町税等の納付に関することは、税務課にご相談ください。

④日の出町暴力団排除条例に掲げる暴力団員等でない者

⑤破産法に基づく破産手続きの申立をしていない者

⑥今後も事業を継続する意思のある者

⑦大企業が資本金の2分の1以上を所有していない、又は役員のうち2分の1以上を占めていない者（みなし大企業でない者）

■ 支援金額

1事業者につき10万円を支給します。

■ 申請期間

令和2年6月22日（月）から令和2年8月31日（月）まで

■申請方法

「申請書」、「誓約書」（日の出町ホームページからダウンロードできます）に必要な事項を記入の上、確認書類（添付書類）を添えて、原則、郵送により提出してください。（消印有効）

【提出する書類】

○申請書、誓約書 各1部

〔添付書類〕

1. 令和2年4月27日時点で町内に事業所を1か所以上有することが確認できる書類
→登記事項証明書（写し可）もしくは開業届（写し可）、直近の確定申告書類（写し）、
所在のわかるもの（郵便物など）
2. 主たる業種が確認できる書類
→登記事項証明書（写し可）もしくは開業届（写し可）、直近の確定申告書類（写し可）
3. 常時使用する従業員数を確認できる書類
→法人事業概況説明書（写し可）、直近の確定申告書（写し可）、パンフレット、ホームページなど
※常時使用する従業員：雇用体系にかかわらず「あらかじめ解雇の予告が必要とする者」
4. 売上高が所定の期間において20%以上減少したことが確認できる書類
→確定申告書類（写し可）、売上台帳（写し可）など
5. みなし大企業ではないことが確認できる書類
→登記事項証明書（写し可）※個人の場合は不要

■その他

○この支援金は課税の対象になります。詳しくは、税務署までお問合せください。

■申請書類提出先

〒190-0182 東京都西多摩郡日の出町平井 3231-1 日の出町商工会

■問い合わせ先

- 申請について 日の出町商工会 042-597-0270
- 制度全般について 日の出町役場産業観光課商工観光係 042-597-0511 内線 242
- 町税等の納付について 日の出町役場税務課納税係 042-597-0511 内線 272